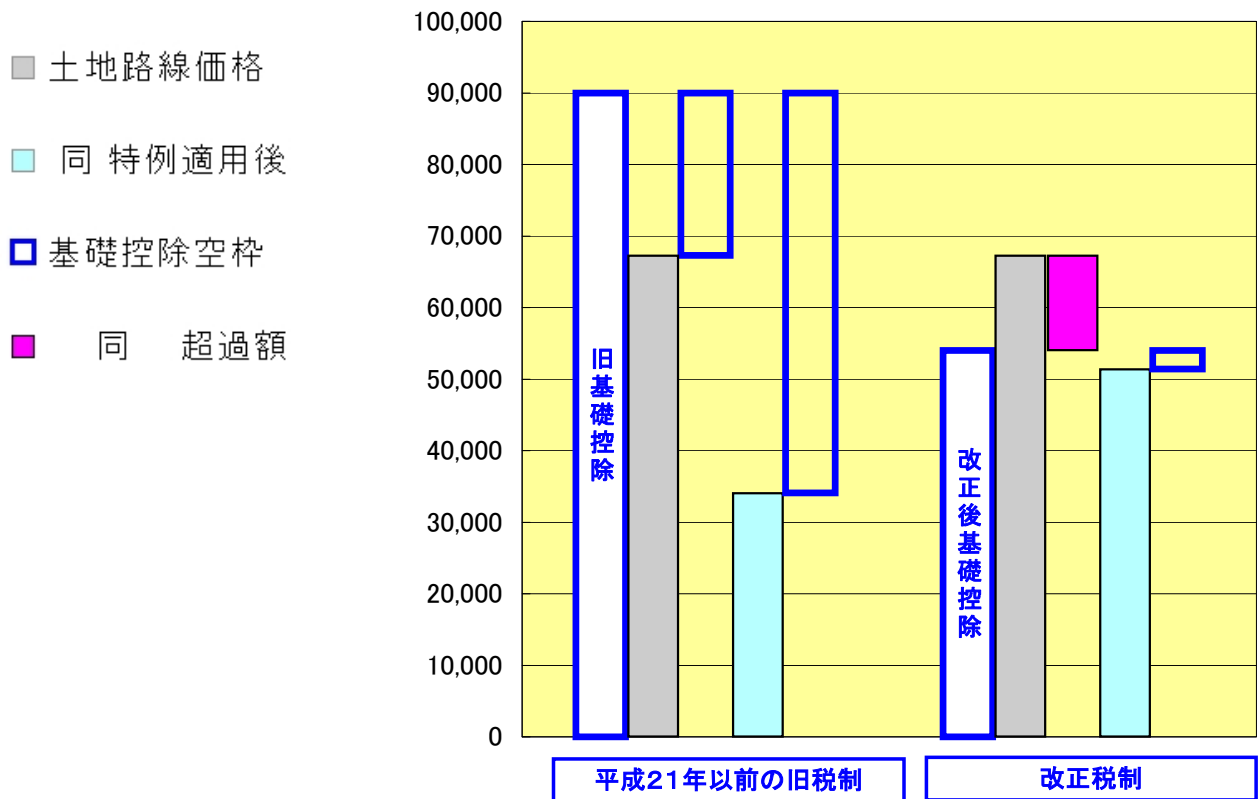


相続税の申告や納税が必要となる目安は？

ここまでの条件に基づいて相続税の申告(又は課税)対象となってしまう財産額の目安を示します
増税の影響を明らかにするため、平成22年度改正前と改正後の税制の比較を行っています



		平成21年まで	平成27年以降の新税制
基礎控除	A	90,000 千円	54,000 千円
小規模宅地特例適用前の土地評価	B	67,232 千円	67,232 千円
同特例 適用後の土地評価	C	34,032 千円	51,365 千円

A-B (申告義務発生) 「その他の財産額」(→注)の目安	下記金額までは基礎控除内 22,768 千円	すでに基礎控除を超過 ▲ 13,232 千円
A-C (納税義務発生) 「その他の財産額」(→注)の目安	下記金額までは基礎控除内 55,968 千円	下記金額までは基礎控除内 2,635 千円

注)「その他の財産額」とは小規模宅地特例の対象土地を除いた金融資産、生命保険、不動産 他 の相続財産です

これは家屋と家財を含みますので申告(or納税)対象かを判断される場合は差引いて考える必要があります

従来は要申告であっても課税対象外であれば、「相続についてのお尋ね」に回答すれば実質申告不要となるケースが多かったのですが、今後の税務署の対応は不明です

課税対象となる場合は勿論、申告対象となる可能性のある場合も早めに専門家にご相談されることをお勧めします